

危険なブ^ロック塀をなくしましょう

撤去工事費の**最大15万円**を補助



イラスト出典：「あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！」（一般財団法人 日本建築防災協会）

◆ 補助の対象となるもの

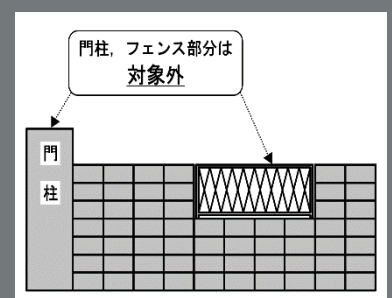
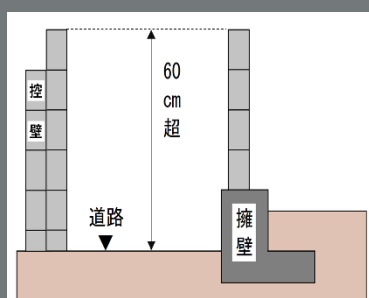
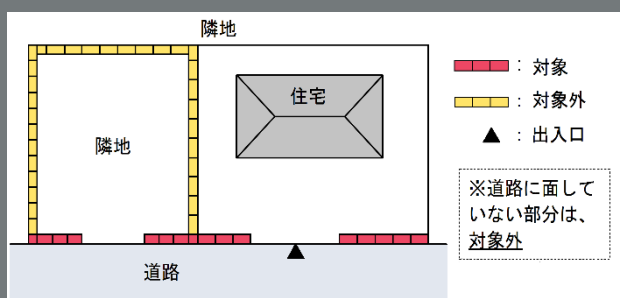
【種類】

補強コンクリートブロック造、コンクリートブロック造、れんが、石など組積造による塀

【高さ】

高さが60センチメートルを超えるもの

※ 対象となる塀を高さが60センチメートル以下になるよう一部撤去し、安全性が確保できる場合には補助の対象となりますので、ご相談ください。



事業背景

平成 30(2018)年の大阪北部地震では、ブロック塀が倒れて登校中の児童が犠牲になりました。危険なブロック塀等を放置すると、それが地震のときに倒壊して、人に危害を及ぼすだけでなく、避難や救助の妨げになり、周辺の方々に迷惑をかけてしまいます。

ブロック塀等の倒壊による事故を繰り返さないために、既存の塀を安全点検し、分からないことや危険と思われるときは、専門家に相談して撤去するなど、**危険なブロック塀等**をなくしましょう。

申請者の要件

- ▼ 対象となる塀等の所有者
- ▼ 市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税）の未納がないこと
- ▼ 暴力団員ではないこと、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

補助の要件

次の条件をすべて満たし、倒壊のおそれのあるもの

- ▼ 国道、県道、市道、市管理道路、ひたちなか市地域防災計画による緊急輸送道路、津波ハザードマップで示す主な避難路に面するもの
- ▼ 敷地の販売を目的とする撤去でないこと
- ▼ 過去に市から補助金または補償を受けたものでないこと



補助金額

予算の範囲内とし、次によるいずれか低い額（**最大 15 万円**）

- ▼ 補助対象経費*（消費税及び地方消費税の相当額を除く）× 2 / 3
 - ▼ 撤去するブロック塀等の延長（m）× 1 4, 0 0 0 円 × 2 / 3
- * 仮設工事、解体工事、廃棄物運搬・処分及び整地に係る費用、その他必要と認める経費

申請の手続

- 申請期間（申請前に事前相談を受け付けていますので、まずはご相談ください）
令和 7 年 5 月 1 5 日（木）～ 1 1 月 2 8 日（金）（土・日・祝祭日を除く）
※ 申請期間内であっても、予算額を超えた場合には、受付を終了します。
- 申請方法
申請書類を建築指導課に提出してください。
- 申請書類
5 月 1 5 日（木）から建築指導課窓口で配布します。
（市ホームページからダウンロードもできます。）



【問合せ先】ひたちなか市 都市整備部 建築指導課（本庁舎 3 階）

☎ 0 2 9 - 2 7 3 - 0 1 1 1（代表） 内線 1 3 5 3, 1 3 5 4

【受付時間】 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

（土・日・祝祭日・年末年始を除く）